

## 龍ヶ崎市告示第3号

龍ヶ崎市電子入札実施要綱を次のように定める。

令和6年1月16日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

### 龍ヶ崎市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する競争入札に関する入札手続を電子入札により実施することについて、龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 入札手続のうち、入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務を電子計算機とインターネットによって行うことをいう。
- (2) システム 電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。

(対象)

第3条 電子入札の対象は、競争入札により執行するもののうち、市長が電子入札によることが適当と認めるものとする。

(利用登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、事前に、市長にシステムの利用登録の届出をしなければならない。

(入札の公告等)

第5条 市長は、電子入札を実施するときは、規則第4条の規定による一般競争入札の公告又は第16条第1項の規定による指名競争入札の通知に、電子入札である旨を記載するものとする。

(入札書の提出)

第6条 市長は、電子入札を実施するときは、入札参加者からの入札書の提出をシステムによって行わせるものとする。

2 市長は、前項の入札書の提出について、あらかじめ期間を定めるものとする。

3 市長は、入札金額その他の所定の情報が、市の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに、入札書の提出があったものとして取り扱うものとする。

(書面による入札)

第7条 前条の規定にかかわらず、入札参加者は、入札参加者が使用する電子計算機の不具合等により、システムによる入札書の提出が困難である

場合には、市長にその旨を届け出るものとし、市長がやむを得ないと認める場合に限り、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

2 前項に規定する紙入札は、郵便又は持参によって行うものとする。

3 市長は、市のシステムの不具合その他やむを得ない理由により、電子入札によることが困難であると認めるときは、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。

（提出書類）

第8条 市長は、入札書と併せて入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）をシステムにより提出させるときは、第5条の規定に準じその旨を記載するものとする。

（開札）

第9条 市長は、紙入札を行った入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

2 市長は、内訳書の提出を求めた場合には、当該入札の開札と同時に当該内訳書を確認するものとする。

（くじの方法）

第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじは、システムを使用して行うことができる。

（入札の無効）

第11条 市長は、規則第11条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする旨を第5条の規定に準じ記載するものとする。

(1) 内訳書の提出を求めた場合において、内訳書を提出せずに入札をしたとき。

(2) 第7条の規定によらずに紙入札をしたとき。

(3) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされたことが認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に関する条件に違反して入札したとき。

（入札の不調）

第12条 龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札実施要綱（令和4年龍ヶ崎市告示第171号）第11条の規定は、入札参加者が2者未満である場合について準用する。この場合において、同条中「入札者」とあるのは、「入札参加者」と読み替えるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年2月1日以後の入札の公告及び指名業者の指名を行う入札から適用する。